

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|-------------------------------|
| 1 | 1号機 | 取水設備（B）スクリーン装置用圧力指示計の点検において、圧力検出元弁（5台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | GⅢ | |
| 2 | 1号機 | 原子炉格納容器漏えい検査用温度検出器の点検において、温度検出器（4台）に絶縁不良が認められたため、当該温度検出器を交換 | GⅢ | |
| 3 | 1号機 | 取水設備スクリーン装置の点検において、トラベリングスクリーン（C、D）の本体外枠部に腐食が認められたため、当該部を修理 | GⅢ | |
| 4 | 1号機 | 主低圧タービン（B）の浸透探傷検査において、上半内部車室に浸透指示模様 that 認められたため、当該部を溶接補修 | GⅢ | |
| 5 | 1号機 | 原子炉格納容器漏えい検査用温度検出器の点検において、外部ケーブル（1本）に損傷が認められたため、当該ケーブルを補修 | GⅢ | |
| 6 | 1号機 | 廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）用ポンプ（B）の電源開閉器盤が過負荷トリップしたため、当該電源開閉器盤を点検・修理 | GⅢ | |
| 7 | 1号機 | 取水設備スクリーン装置用トラベリングスクリーン（C、D）の浸透探傷検査において、駆動軸補強板部に浸透指示模様が認められたため、当該部を修理 | GⅢ | |
| 8 | 1号機 | 原子炉冷却材浄化系配管の圧力調整弁前ドレン弁において、開閉操作不可（ハンドル空転）が認められたため、当該弁を点検・修理 | GⅢ | |
| 9 | 2号機 | 電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）用シール水温度調整弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該弁を点検・調整 | GⅢ | |
| 10 | 3号機 | 活性炭ホールドアップ建屋換気空調系の空調機出口温度スイッチに接点動作不良（ドリフト）が認められたため、当該温度スイッチを点検・調整 | GⅢ | |
| 11 | 4号機 | 海水電解装置の起動操作時において、整流器冷却ファンの自動停止事象が認められたため、当該装置を点検・修理 | GⅡ | 7月14日再審議にて グレード変更 GⅢ→GⅡ |
| 12 | 5号機 | 取水設備用電源室空調機（A）の室外機点検において、外枠板等に著しい腐食が認められたため、当該外枠板の補修塗装及び室外機構成部品の交換 | GⅢ | |
| 13 | 5号機 | 取水設備用電源室空調機（B）の室外機点検において、外枠板に著しい腐食が認められたため、当該室外機の外枠板を補修塗装 | GⅢ | |
| 14 | 6号機 | 中央制御室制御盤に原子炉格納容器雰囲気モニタ系の故障を示す警報が発生し、即時、復帰したため、当該モニタ系の警報回路を点検・修理 | GⅢ | |